

大阪大学生活協同組合 PC サポートパック利用規約

作成 2024年12月25日

改定 2025年01月27日

第1章 総則

第1条（目的）

本利用規約は、大阪大学生活協同組合（以下「生協」といいます。）が、大阪大学生活協同組合 PC サポートパック（以下「本サポートパック」といいます。）への加入者に対して行う修理業務、物品の貸出その他のサービスについて、必要な事項を定めるものです。

第2条（サポートパックへの加入）

1. 本サポートパックに加入しようとする者は、生協が定める手続に従って、本サポートパックへの加入を申し込むものとします。
2. 本サポートパックにかかる契約は、生協が、次項に掲げる要件を満たす生協の組合員からの加入申し込みを承諾するとともに、生協が定める料金を振り込んだ時点において、成立するものとします。
3. 本サポートパックへの加入は、次に掲げる要件を満たす生協の組合員でなければ行うことができません。
 - (1) 大阪大学の学部生または大学院生であること。
 - (2) 生協が提案したパソコンを、生協から購入した者であること。
 - (3) 前号の購入から3か月を経過していない者であること。
4. 生協は、前項の要件を満たさない組合員からの加入申し込み、生協が定める手続に従わない加入申し込み、虚偽の情報を記載する方法による加入申し込みその他、生協が不当であると判断した者からの加入申し込みについて、承諾しないことがあります。
5. 本サポートパックに加入した者は、第3項第2項のパソコンに、生協が発行したサポートパック加入者であることを示すシールを貼付するものとします。

第3条（有効期間）

本サポートパックの有効期間は、本サポートパックへの加入者（以下「加入者」といいます。）が、卒業、退学その他の事由により、大阪大学の学籍を失う日までとします。

第4条（中途解約）

利用者は、生協に対して申し出ることにより、本サポートパックを中途解約することができます。ただし、生協は、解約を理由に料金を返還する義務を負いません。

第2章 サービスの提供

第5条（サービスの提供）

1. 生協は、加入者に対し、次に掲げるサポートサービス（以下「サポートサービス」とい

大阪大学生活協同組合 PC サポートパック利用規約

作成 2024年12月25日

改定 2025年01月27日

います。) を提供します。

- (1) 加入者が、本規約2条3項2号の規定により生協から購入したパソコン本体(以下「対象パソコン」といいます。)の動作確認、設定、復旧、ウイルス対策その他対象パソコンを利用するため必要なアドバイスを提供すること。
 - (2) 加入者が、対象パソコンと共に利用する周辺機器(プリンター、モバイルバッテリー、ACアダプタなどを含むが、これに限られない。以下「対象周辺機器」という。)の動作確認、設定、復旧その他対象周辺機器を利用するため必要なアドバイスを提供すること。
2. 生協は、加入者に対し、次に掲げる修理サービス(以下「修理サービス」といいます。)を提供します。
- (1) 対象パソコンを修理すること。
 - (2) メーカーの保証期間内の対象パソコン及び対象周辺機器につき、メーカー、またはメーカー認定業者による無償修理の手配を行うこと
 - (3) メーカーの保証期間外の対象パソコン及び対象周辺機器につき、メーカー、またはメーカー認定業者による有償修理の手配を行うこと
3. 生協は、サポートサービス及び修理サービス(以下「本サービス」といいます。)の具体的な内容について、予告なく改訂し、生協店舗の店頭もしくは生協のホームページ上で公開する場合があります。なお、かかる改訂に伴い、第2条第2項の料金をお返しすることはありません。

第6条 (サポートサービスの利用)

1. サポートサービスを利用しようとする加入者は、次の各号のいずれかに定める方法により、サポートサービスを利用するものとします。
 - (1) 生協が定める時間内において、生協が定める連絡先に対して電話を架ける方法。
 - (2) 生協が定める時間内において、生協が定めるサポートデスクに対象パソコンまたは対象機器を持ち込み、利用を申し込む方法。
2. 生協は、次の各号のいずれかに該当する場合、加入者によるサポートサービスの利用を拒絶することができるものとします。
 - (1) 対象パソコンまたは対象周辺機器以外の機器にかかるアドバイスを求めるものである場合。
 - (2) 対象パソコンに、本規約第2条第5項のシールを貼付していない場合。
 - (3) 対象パソコン及び対象周辺機器に関して、加入者の利用環境において、メーカーが動作保証をしていない場合。
 - (4) 依頼内容が法律に違反し、または公序良俗に違反する場合。
 - (5) 依頼により生協の業務遂行が著しく妨げられると生協が判断する場合。

大阪大学生活協同組合 PC サポートパック利用規約

作成 2024年12月25日

改定 2025年01月27日

第7条（サポートサービスの終了）

サポートサービスは、次の各号に定めるときに終了するものとします。

- (1) 加入者の抱える問題が解決したとき。
- (2) 生協が加入者の抱える問題が解決困難であると判断し、サービスを終了したとき。

第8条（修理サービスの利用）

1. 修理サービスを利用しようとする加入者は、生協が定める時間内において、生協が定めるサポートデスクに対象パソコンまたは対象機器を持ち込み、利用を申し込む方法により、サポートサービスを利用するものとします。
2. 生協は、次の各号のいずれかに該当する場合、加入者による修理サービスの利用を拒絶することができるものとします。
 - (1) 対象パソコンまたは対象周辺機器以外の機器にかかるアドバイスを求めるものである場合。
 - (2) 対象パソコンに、本規約第2条第5項のシールを貼付していない場合。
 - (3) 対象パソコン及び対象周辺機器に関して、加入者の利用環境において、メーカーが動作保証をしていない場合。
 - (4) 依頼内容が法律に違反し、または公序良俗に違反する場合。
 - (5) 依頼により生協の業務遂行が著しく妨げられると生協が判断する場合。
3. 加入者は、生協に対して、修理サービスの具体的な方法について一任するものとし、生協は、利用者に対して説明した修理方法に拘束されず、自らの裁量によって適切な方法を選択し、修理サービスを提供するものとします。
4. 生協は、修理サービスの提供に際して、対象パソコン・対象周辺機器の初期化を要する場合、その旨を加入者に案内するものとします。
5. 生協は、対象パソコン・対象周辺機器に保存されているデータが、サービスを申し出た申込者自身の所有でなく、第三者の権利を侵害することが明らかであると判断した場合、当該データを通知なく削除することができます。

第9条（修理サービスの終了）

修理サービスは、次の各号に定めるときに終了するものとします。

- (1) 対象パソコンまたは対象機器の不具合が解消したとき。
- (2) 生協が対象パソコンまたは対象機器の抱える不具合の解消が困難であると判断し、サービスを終了したとき。
- (3) メーカーによる対象パソコンまたは対象周辺機器の修理が開始したとき。

第10条（第三者に対する委託）

生協は、加入者の承諾を得ることなく、本サービスの提供を、第三者に対して委託すること

大阪大学生活協同組合 PC サポートパック利用規約

作成 2024年12月25日

改定 2025年01月27日

ができます。

第11条（実費の取扱い）

生協は、本サービスの提供に際して実費が発生する場合、加入者に対して説明を行うものとし、加入者は、かかる実費を支払うものとします。

第12条（免責事項）

1. 生協は、本サービスによる加入者の問題の解決または対象パソコン・対象周辺機器の不具合の解消をなす義務を負うものではなく、これらをお約束いたしません。
2. 加入者は、本サービスの利用を申し込む前に、対象パソコン・対象周辺機器に関するデータ（以下「本データ」といいます。）をバックアップするものとし、生協は、本サービスの提供に関連して発生した本データの改変、消失、流出その他の不具合に関して、責任を負いません。
3. 前各項に掲げるほか、何らかの事由により、本件サービスのご利用により加入者もしくは第三者が被った損害に対して、生協はその責ならびに補償を負わないものとします。

第3章 機器の貸し出し

第13条（貸出）

1. 生協は、加入者に対し、パソコン本体、モバイルバッテリー、ACアダプタなどの周辺機器（以下「貸出機器」といいます。）を無償で貸し出します。
2. 貸出機器を借り受けようとする加入者は、生協が定める時間内において、生協が定めるサポートデスク方法により申し込みを行うものとします。
3. 生協は、次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対し、貸出機器を貸し出さないことがあります。
 - (1) 貸出機器の在庫が不足している場合。
 - (2) 貸出の実施が法律に違反し、または公序良俗に違反する場合。
 - (3) 貸出により生協の業務遂行が著しく妨げられると生協が判断する場合。

第14条（加入者の義務）

1. 加入者は、借り受けた貸出機器を、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 加入者は、借り受けた貸出機器を、次の各号に定める時期までに、生協に対して返却するものとします。
 - (1) 貸出時に、生協から貸出期間を指定された場合 当該期間終了時
 - (2) 生協から、返却を督促された場合 当該督促から1週間以内

第15条（損害賠償義務）

大阪大学生活協同組合 PC サポートパック利用規約

作成 2024年12月25日

改定 2025年01月27日

加入者は、自己の責めに帰すべき事由により貸出機器を損壊し、または貸出機器の返却期間を超過した場合、これにより生協に生じた損害を、賠償するものとします。

第16条（免責事項）

生協は、何らかの事由により、貸出機器の利用により申込者もしくは第三者が被った損害に対して、その責ならびに補償を負わないものとします。

第4章 その他

第17条（個人情報保護）

生協は、本サポートパックに際し生協が収集した個人情報を、生協の個人情報保護法方針及び規則に従って管理します。

第18条（規約の改訂）

- (1) 生協は、本サポートパックの充実・合理化、申込者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。
- (2) 前項の場合、生協は、本規約を変更・廃止する旨、変更・廃止後の本規約の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、申込者への周知を図ります。
 - 店舗での掲示
 - Web サイトへの掲示
- (3) この約款の改廃は生協専務理事が行うものとします。

第19条（専属的合意管轄）

生協及び組合員は、本サポートパックに関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

大阪大学生活協同組合